○厚生労働省告示第三百四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十七号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二　省令附則第二条第一項の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年厚生労働省告示第三百三号。以下「告示」という。）別表第一から別表第三までの適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三　省令附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道芦別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道幌延町、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道枝幸町、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道留萌市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道由仁町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道月形町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、北海道南幌町